

議案第34号 小松島市児童館条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市児童館条例(昭和58年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、児童館の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染症の疾患又は精神に障害若しくは悪癖があると認められる者</u></p> <p>(3) その他市長が不相当と認める者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、児童館の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) その他市長が不相当と認める者</p>	<p>改正</p>